

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 6 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

令和 2 年 2 月 11 日（火）午後 4 時頃、広域公園内において、10 歳男児が複合遊具のバランスボールで遊んでいたところ、ボールから落下し、頭部を負傷する事故が発生しました。

上記を踏まえ、別紙のとおり、国土交通省都市局公園緑地・景観課公園利用推進官から「都市公園における安全確保について」が通知され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829002 号、障発第 0829001 号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官

都市公園における安全確保について

令和 2 年 2 月 1 1 日（火）午後 4 時頃、広域公園内において、10 歳男児が複合遊具のバランスボールで遊んでいたところ、ボールから落下し、頭部を負傷する事故が発生したので、別添のとおりお知らせします。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」では、「Ⅱ－2－2 遊具に関連する事故」において、「特に、頭部の傷害は重度の障害につながるがあるので十分な配慮が必要である」としています。

上記を踏まえ、貴職におかれましては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」の内容を踏まえ、事故につながる危険性を予見し、類似施設の設置状況等を確認するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努めていただくようお願いします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いいたします。

【事故の概要】

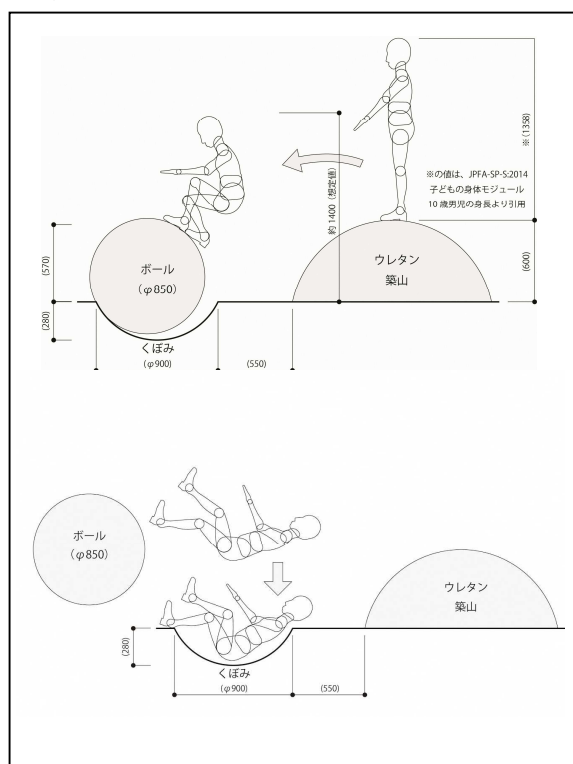
■発 生 日 令和2年2月11日（火）

■発生場所 人口約10万人以上の都市

■発生公園 広域公園

- 状 況
- ・当該遊具は、ボールを押して転がす、ボールに体を預けて揺られる、バランスを取ってボールに乗るなどを主な遊び方として想定しているもの。
 - ・本事故は、10歳男児が複合遊具のボールを床面の窪みに落とし込んだ状態で、周囲のウレタン築山から飛び乗ってジャンプするという遊び方をしていた中で起きたものであり、ボールに飛び乗った際にボールからの落下により、後頭部を窪みの縁に強打し、後頭部骨折及び脳挫傷の怪我を負ったものです。
 - ・設計段階で事故に及ぶ遊び方を想定できなかったことで築山の配置が適切でなかったこと、落下時の衝撃を緩和するための窪みの縁のゴムチップ舗装厚さ（10mm）が不十分であったことが事故の原因として考えられています。
 - ・事故発生後、公園管理者において当該遊具の立入禁止措置を実施。①ボールへの立ち乗りなどの危険な行為を禁止する注意サイン（看板）の設置、②窪みをゴムチップで埋める改修、③床面全体のゴムチップ舗装を40mm追加し50mmの厚さへの改修を行うこととしています。

■事故関連写真



事故状況（証言等から想定）



ボール（φ850）設置時の状況



立入禁止措置状況